

傷害保険の偶然性 ——保険法施行後の立証責任と立証の程度——

弁護士 山田 康裕

1. 学説

(1) 傷害保険における「偶然（偶発）」は、保険契約一般に要求される保険契約成立当時における保険事故発生の不確定性という意味での「偶然」とは異なり、事故が発生した時点における「偶然」、すなわち被保険者の故意によらないことと同義であると解されてきた¹。他方で、傷害保険の約款においては一般に、「被保険者の故意によること」が保険金を支払わない場合としても規定されていることから、かつてより学説は、保険金請求者が立証責任を負担するという説²と保険者が立証責任を負担するという説³に分かれて対立し、裁判例にも争いがあった。

この問題について旧商法下、最判平 13.4.20 集民 202.161（以下「13年最判」という）⁴は、①支払事由、請求権の成立要件であること、②不正請求が容易となるおそれが増大する結果、保険制度の健全性を阻害し、ひいては誠実な保険加入者の利益を損

¹ 大森忠夫「商法における傷害保険契約の地位」同・保険契約法の研究 120 頁注(三)（有斐閣，1969），石田満「傷害保険契約における立証責任」上法 37 卷 3 号 29,35 頁（1994），西島梅治・保険法〔第 3 版〕381,388 頁（悠々社，1998）。

² 山下丈「傷害保険契約における障害概念（二・完）」民商 75 卷 6 号 900 頁（1977），西島・前掲注 1) 388 頁，潘阿憲「傷害保険および生命保険の災害関係特約における偶然性の立証責任」文研論集 124 号 251 頁（1998），及び後掲注 38 記載の文献など。

³ 中西正明・傷害保険契約の法理 72 頁（有斐閣，1992），山下友信「判批」ジュリ 1044 号 135 頁（1994），竹濱修「保険事故招致免責の主観的要件」保雑誌 547 号 42,43 頁（1994），船越隆司「実定法秩序と証明責任（三六・完）」判時 1546 号 154 頁（1996），小林俊明「判批」ジュリ 1090 号 162 頁（1996），山野嘉朗「判批」判時 1603 号 203 頁（1997）など。

⁴ 同日付の生命保険契約の災害割増特約についての最判（民集 55 卷 3 号 682 頁）も参照。

なうおそれがあること、③故意免責規定は確認的注意的規定にとどまることを理由として、偶発性の立証責任は保険金請求者が負担するものと判断した。

この13年最判に対しては、立証責任について請求者の負担を考慮していない⁵、故意免責規定を確認的注意的規定と解した理由が理論的に明らかにされていない⁶、不正請求のおそれは保険制度一般に認められるのに傷害保険がなぜ特別なのか実質的な説明がない⁷、他の種類の保険契約においても保険事故概念に「偶然性」を入れた約款規定にすれば立証責任の転換は認められるのか⁸、事案として自殺又は自殺である疑いが濃厚と判断されており真偽不明状況ではないので判旨の一般化には疑問がある⁹などと学説から強く批判され、また立証の程度の問題が残されているという指摘があった¹⁰。

13年最判の後、損害保険契約における故意の立証責任を保険者が負うとする最高裁の判断¹¹が相次いでなされ、前後して、約款上偶然性の要件が規定してあることの意味について検討する必要がある、偶然という言葉だけを見て請求者に立証責任があることにはならないという見解が有力となり¹²、またそれらの

⁵ 甘利公人「判批」判時1773号200～201頁（2002）、福田弥夫「判批」損保研究63巻4号292頁（2002）、竹瀆修「判批」私法判例リマークス25号108,109頁（2002）など。

⁶ 甘利・前掲注5)200頁、福田・前掲注5)292頁など。

⁷ 遠山聡「傷害保険契約および生命保険災害関係特約における偶然性の立証責任(1)」白鷗法学18号64,65頁（2001）、木下孝治「判批」ジュリ1224号108頁（2002）。榊素寛「判批」商事法務1708号（2004年）43～44頁

⁸ 竹瀆・前掲注5)109頁。

⁹ 福田・前掲注5)293頁、甘利公人「保険契約における保険事故の立証責任」保険学雑誌600号171頁（2008）も参照。

¹⁰ 遠山・前掲注7)90頁、福田・前掲注5)294頁、甘利・前掲注5)202頁、木下・前掲注7)108頁、榊・前掲注7)44,45頁など。

¹¹ 最判平成16年12月13日民集58巻9号2419頁、最判平成18年6月1日民集60巻5号1887頁、最判平成19年4月17日民集61巻3号1026頁など。

¹² 山下友信「オール・リスク損害保険と保険金請求訴訟における立証責任の

最高裁の判断の射程との関係で13年最判の射程と再考可能性が検討された¹³。

そして平成22年4月1日施行の保険法では、傷害疾病定額保険契約の類型（同法2条9号）、被保険者等の故意による場合の免責規定（同法80条）が定められたことから、直接に立ち返るべき実体法規が存在せず約款のみに依拠した平成13年当時と異なり保険法施行後は約款の懐疑は新保険法の規律を参考にして解釈すべき¹⁴、故意免責規定を無意味とする判例が正しいのであれば保険法で故意免責規定を設けるのは背理であり、また保険者の故意立証困難が傷害保険と損害保険とでそれほど違いがないとすれば損害保険契約における一連の判例との一貫性を考慮すべき¹⁵などとして13年最判は見直されるべきであるとの主張がなされ、現在は、13年最判が維持されるとの主張¹⁶と分かれて対立している。

(2) 立証責任の所在についての学説

分配」川井健ほか編・転換期の取引法—取引法判例10年の軌跡—535頁（商事法務，2004）、甘利・前掲注9）166頁。

¹³ 山野嘉朗「保険事故の偶然性の意義と保険金請求訴訟における立証責任の分配」生保論集154号30～31頁（2006）。

¹⁴ 土岐孝宏「傷害保険契約における偶然性の立証責任分配に関する将来展望—法制審議会保険部会・保険法の見直しに関する中間試案を踏まえて—」損保研究69巻4号35～37頁（2008）（「土」は「土」に「`」。以下同じ）、神谷高保「保険事故の偶発性の立証責任（二・完）」民商140巻2号185頁（2009）。

¹⁵ 山下友信「保険法と判例法理への影響」自由と正義60巻1号34,35頁（2009）。

¹⁶ 佐野誠「新保険法における傷害保険約款規定」生保論集第166号7,8頁（2009）、出口正義「保険法の若干の解釈問題に関する一考察」損保研究71巻3号45,46頁（2009）、潘阿憲「判批」損保研究77巻3号189頁（2015）、潘阿憲・保険法概説〔第2版〕311,312頁（中央経済社，2018）、山下典孝「人身傷害補償保険における障害概念の偶然性の立証責任」インシュアランス損保版4625号8頁（2015）など。なお、立法担当者は、13年最判の立場を実質的に変更するものではなく、解釈に委ねることとしている（法制審議会保険法部会第23回会議議事録44頁、萩本修ほか「保険法の解説（5・完）」NBL888号39頁（2008）、萩本修編著・一問一答 保険法194～195頁（有斐閣，2009））。

ア 近時の立証責任を請求者が負うとする見解（請求者負担説）には、一方で、偶発性は外来性・急激性の要件とともに傷害事故の概念を構成する不可欠の要素である¹⁷などとして、傷害保険の給付事由であるという形式的論拠を重視し、保険法上の故意免責規定は任意規定であるから、このような解釈も許されるところの見解がある。

他方で、モラルリスク（保険金詐欺）は刑法上の犯罪行為で、この防止は保険者に課された社会的責務であり、非故意性の立証責任規定もモラルリスク対応の有効な手段である¹⁸、他の保険と比べても相対的に不正請求の恐れが大きい¹⁹などとして、モラルリスクの防止という理由を重視する見解もある。

また、請求者が偶然性の主張立証責任を負うのは、傷害保険が偶発的な事故による死亡（または傷害）に限って保険金を支払うことを前提に保険料率を算定しているからと思われると分析する見解²⁰もあり、13年最判の指摘する「誠実な保険加入者の利益を損なうおそれ」について「保険料の高騰化等」

¹⁷ 潘・前掲注 16) 保険法概説 310,311 頁。同 311 頁は「火災保険など他の保険契約においてもモラル・リスクの問題があるから、これを根拠とすることには説得力を欠く」とも論じている。なお、桜沢隆哉『『偶然な事故』の立証の程度、重大な過失（下）』インシュアランス損保版 4517 号 9 頁（2013）も参照。

¹⁸ 佐野・前掲注 16) 12 頁。

¹⁹ 出口・前掲注 16) 41 頁、山下典孝・前掲注 16) 8 頁。なお、13年最判の調査官解説である志田原信三・最高裁判例解説民事篇平成 13 年度（上）466 頁（法曹会，2004）は、「生命保険及び傷害保険は、損害保険と異なり、被保険利益による制約がなく、保険金額を自由に設定できることから、モラルリスクが特に高いと言われている」こと、「傷害保険は、生命保険に比べて保険料が相対的に低いことから、生命保険よりも更にモラルリスクが高い保険分野である」ことを指摘する。

²⁰ 横田尚昌「傷害保険金請求における事故の偶然性の証明」生保論集 156 号 162 頁注 3（2006）。佐野・前掲注 16) 11 頁も参照。その他、木下孝治「判批」保険事例研究会レポート 222 号 16 頁も、免責要件の立証失敗により、本来は支払う必要のない保険金、不正請求事案の増大により保険者が負担する調査・紛争解決関係の費用に言及している。

に言及する旧商法下の裁判例²¹もあった。

イ これに対して、保険者が立証責任を負担するとする見解（保険者負担説）は、請求者負担説の実質的論拠を、不正請求のおそれが他の保険よりも大きいという証拠はない²²、故意の証明責任が転換されることにより保険加入者がより低廉な保険料でサービスを受けられるようになったという事情は認められない²³等と批判する。そして特に、傷害疾病損害保険契約にはモラルリスクとの趣旨は及ばないと批判する²⁴。非故意の立証責任を請求者に負担させることは消費者契約法10条に違反するとする見解があり²⁵、被保険者に故意なきことの証明責任を保険金請求者に負担せしめる旨の特約は暴利行為として無効と解すべきであり、故意免責規定は証明責任に関しては強行法規であってこれに反するとする見解（ただし旧商法下のもの）もあった²⁶。

保険者負担説の形式的論拠としては、「被保険者の故意によること」が条文の体裁上、免責事由としての形で規定されていること²⁷、約款規定の中に矛盾があるときには、実定法体系

²¹ 東京地判平成16年9月6日 LLI/DB:L05933635。

²² 神谷・前掲注14)175頁。遠山・前掲注7)65頁も参照。

²³ 木下・前掲注20)17頁(2008)、山本哲生「保険事故の偶然性について」生保論集160号13頁(2007)も参照。

²⁴ 木下・前掲注20)16,17頁、土岐孝宏「判批」法学セミナー718号103頁(2014)。

²⁵ 榊素寛「判批」民商132巻6号227頁(2005)など。これに対し、請求者負担説から、立証責任が問題となるのは真偽不明という限界事例であり、一般的に消費者の利益を大きく損なうとは言えないなどとの反論がある（佐野・前掲注16)11,12頁、山下典孝・前掲注16)8頁、潘・前掲注16)保険法概説311頁、江頭憲治郎「判批」別冊ジュリスト202号197頁(2010)、これに沿う裁判例に下記裁判例①等）。

²⁶ 船越・前掲注3)153頁(1996)、岡田豊基「傷害保険契約における偶然性の立証責任」損保研究65巻1=2号355頁(2003)。

²⁷ 中西正明「判批」判時1458号230頁(1993)、榊・前掲注7)44頁、土岐・前掲注14)28,29頁。

への適合性を考慮して解釈すべきであること²⁸、急激・外来は客観的であるが偶然は主観的である²⁹、概括的に定められた保険金支払事由に該当する場合のうち特定の場合を例外的に保険金支払いの対象から除外する³⁰、「偶然」よりも「故意」の方が意味内容がより明確である³¹ことなどが指摘されている。

また保険者負担説の実質的論拠としては、非故意という事実の立証困難性や、立証ができない場合に保険金が受給できないリスクの大きさが指摘されている³²。そして、保険者の立証困難に対しては、訴訟上の信義則違反³³や、事故発生時の説明義務の問題³⁴として対応すべきとの見解がある。

(3) 立証の程度（事実認定の手法）についての学説等

ア 傷害保険の偶然性を巡っては、立証の程度や事実認定の手法についても検討がなされてきた³⁵。請求者負担説の立場から、

²⁸ 船越・前掲注 3) 153 頁，岡田・前掲注 26) 352 頁，山本・前掲注 23) 14 頁，桜沢隆哉「傷害保険契約における保険事故と偶然性・外来性」生保論集 164 号 245 頁（2008），土岐孝宏「判批」法学セミナー 754 号 107 頁（2017）など。

²⁹ 山下友信・前掲注 3) 135 頁，岡田・前掲注 26) 353 頁。

³⁰ 中西・前掲注 27) 230 頁。

³¹ 榊・前掲注 10) 44 頁

³² 木下・前掲注 20) 16 頁など。前掲注 5 記載の文献も参照。

³³ 横田・前掲注 20) 177 頁，松本博之「保険金請求訴訟における証明責任と具体的陳述義務」奥島孝康ほか編・昭和商法学史 686～688 頁（日本評論社，1996）。

³⁴ 山野・前掲注 3) 203 頁，江頭憲治郎「判批」別冊ジュリスト 138 号 175 頁（1996）も参照。

³⁵ 大阪地方裁判所金融・証券関係訴訟等研究会「保険金請求訴訟について」判タ 1124 号 37 頁以下（2003），大阪民事実務研究会編・保険金請求訴訟の研究 判タ臨増 1161 号 28 頁以下（2004），山野嘉朗「傷害保険における『偶然性』の立証責任と最高裁判例一問題点と今後の課題一」生保論集 137 卷 31 頁以下（2001），横田・前掲注 20) 159 頁以下，岡本知浩「判批」保険事例研究会レポート 256 号 10 頁以下（2011），桜沢・前掲注 17) 4 頁以下，志田原信三ほか「保険金請求訴訟をめぐる諸問題(上)」判タ 1397 号 15 頁以下（2014），勝野義人「判批」共済と保険 59 卷 5 号 30 頁以下（2017），小原覚「判批」保険事例研究会レポート 313 号 12 頁以下（2018）などを参照。

特段の証明責任軽減措置は不要であるとする見解³⁶もあるが、請求者負担説に立つ多くの見解は請求者の立証負担の軽減のあり方を論じている。

その一つは、保険金請求者の証明は「一応の証明（推定）」³⁷で足りるという説³⁸である。ただし、この考えに対しては「人の意思決定に関しては、ある事情があれば高度の蓋然性をもって一定の意思決定がなされるというような定型的事象経過を内容とする経験則は存在しない」として、高度の蓋然性を内容とする経験則の適用による推定が考えられているのであれば問題であるとする指摘がある³⁹。

他の見解として、「一般に、人は自らを傷つけるものではないという人の自己保存本能に基づく経験則が存在」するため、証明責任を軽減すべきであって、「保険契約者が外形上事故を想起させる傷害を明らかにする事実を主張し証明すれば（第一段階の主張・証明）、差し当り偶然性の証明として一応十分」であり、「保険者が事故の偶然性を争うためには、保険契約者が故意に傷害事故を引き起こした点についてのまともな疑念を理由づける事実を主張・証明しなければならない（第二段階の主張・証明）」とし、「保険者が第二段階の主張・証明に成功すれば保険契約者（または保険金請求者）は、再び、このまともな疑念を反駁しなければならず、これに失敗すれば事故の偶

³⁶ 松田武司「傷害保険契約における保険事故」竹瀆修ほか編・保険法改正の論点 288 頁（2009）。

³⁷ 朝川伸夫・保険法研究 59 頁以下（中央大学出版部，1967）参照。

³⁸ 大森前掲注 1) 120 頁注 3，石田前掲注 1) 32 頁，古瀬村邦夫「生命保険契約における傷害特約」ジュリ 769 号 145 号（1982）144 頁，出口正義「判批」損保研究 60 卷 4 号 236 頁（1999），勝野義孝「不慮か故意かの決定されない損傷」戸田修三先生古稀記念図書刊行委員会編・現代企業法学の課題と展開 326,327 頁（文眞堂，1998）。

³⁹ 加藤新太郎「交通事故賠償・保険金の不当請求」判タ 619 号 7 頁（1986），松本・前掲注 33) 675 頁ほか。

然性の証明はないことになる」とする説がある（以下、この見解を「事実上の推定説」という）⁴⁰。

イ 他方、保険者負担説から立証の程度に触れる見解として、保険金請求者は外形的・類型的に偶然な外来の事故があることを証明すればよく、保険者が故意によるものであることを立証する責任を負うとする見解⁴¹や、偶然性の要件から「故意によらない」という意味を排除した解釈をとるべきとして「偶然」を「傷害原因的出来事の客観的不確定性」の意味と解し、これについて保険金請求者が立証責任を負い、他方で「偶然」に含まれなくなった「故意によること」は故意免責規定として保険者が立証責任を負うとする見解⁴²がある。

2. 裁判例

(1) 筆者の知り得た裁判例のうち、保険法施行後に締結された（始期日の到来する）傷害保険に基づく保険金請求の事案において、判決文の当事者の主張又は裁判所の判断において保険法に言及した上で偶然性の立証責任について判断したものは5例あった（下記裁判例①③④⑤⑥）⁴³。また、立証の程度の検討のため、

⁴⁰ 松本・前掲注 33) 673～674 頁，笹本幸祐「人保険における自殺免責条項と証明責任（四・完）」文研論集 131 号 145 頁（2000），志田原・前掲注 19) 468 頁。なおこの見解につき，木下・前掲注 20) 18 頁は，モラルリスク防止を請求者負担説の根拠とする場合には，傷害保険における不正な事故発生のリスクに対する評価の点で自己矛盾に陥っていると指摘する。

⁴¹ 竹瀆・前掲注 5) 109 頁，鈴木和彦「傷害保険における保険者の免責事由」塩崎勤編・現代裁判法大系②215 頁（新日本法規，1998），中西・前掲注 27) 230 頁，大阪高判平成 11 年 3 月 18 日判時 1691 号 143 頁も参照。これに対し山本・前掲注 23) 11 頁は「偶然の意味が故意によらないことを含むものであることを前提として考えれば，偶然の意味を外形上事故であることを示すと解釈することも技巧的」と指摘する。

⁴² 土岐・前掲注 14) 38～39 頁。

⁴³ その他，保険法施行後の偶然性の立証責任について，保険法への言及はないが，理由を述べ判断した裁判例として，東京地判平成 26 年 9 月 29 日ウエストロー・ジャパン文献番号 2014WLJPCA09298010，札幌地判平成 26 年 12 月 26 日判時 2273 号 128 頁，名古屋地判平成 28 年 3 月 30 日ウエストロー・ジャパン文献番

裁判例①の控訴審（裁判例②）と、保険法施行前の事案であるが傷害保険金請求と生命保険金（主契約）請求で結論が分かれ、真の意味で真偽不明とされた裁判例（裁判例⑦）についても取り上げた（全て自動車運転中の衝突又は崖下等への転落事案）。

なお、モラルリスク事案に係る保険金請求訴訟において、検討対象とされる間接事実には、(A)事故の客観的状況、(B)被保険者等の動機、属性等、(C)被保険者等の事故前後の言動等、(D)保険契約に関する事情の4項目に大別されるとされているので⁴⁴、本稿では事実を可能な範囲でこの4つの観点に並び替えて整理した。

(2) 裁判例の概要

① 旭川地判平成26年1月20日自保ジャーナル1921号163頁

【事案】 自動車運転中、山道の対向車線を横切った先にある旋回場（駐車帯）奥の崖下に車両ごと転落して死亡したことにより、事業用自動車総合保険契約のうちの人身傷害保険と建設業総合保険建設業者災害補償特約に基づいて保険金を請求した（他に、車両保険金を請求）。

【立証責任】 ①保険金請求権の成立要件、②損害保険と異なり保険金額を自由に定められる傷害保険についての不正請求防止・保険制度の健全性を守るため、③保険法80条は任意規定とし、④13年最判を参照して、請求者に立証責任があるとした（消費者契約法10条にも反さないとした）。

【事実認定】 (A)ハンドルを右転把して対向車線を横切り駐

号2016WLJPCA03308009があり（いずれも請求者負担との結論）、その他理由を述べずに請求者負担とする裁判例も多数存在した。他方で、自動車保険契約の人身傷害保険等が車両保険金等とともに請求された事案で、損害保険金請求と同様に免責規定を適用して判断した裁判例として、札幌地判平成27年1月15日交民48巻1号73頁、大阪地判平成29年3月24日自保ジャーナル2002号151頁、大阪地判平成29年9月5日ウエストロー・ジャパン文献番号2017WLJPCA09058002があった。

⁴⁴ 志田原・前掲注35)15頁。

車帯（旋回場）を 72～81km/h の速度で突っ切って崖下に転落した，(B1)事故の翌日以降も仕事の予定があり，遺書も認められないことからすると，計画的な自殺と推認するには若干疑問が残るが，(B2)300 万円の手形貸付債務の返済の目途が立っておらず無謀運転も不自然ではないとして，偶然性を否定し，故意推認の方が自然かつ合理的であるとした（車両保険金請求にも故意免責規定を適用して請求棄却）。

② 札幌高判平成 26 年 10 月 9 日ウエストロー・ジャパン文献番号 2014WLJPCA10096008

【事案】【立証責任】裁判例①と同様（控訴審）。

【事実認定】 (A)転落時の速度は 30～35km/h であり，(B)家族名義の預貯金として 163 万余円があり，家族の契約する保険から約 518 万円の借入れが可能であったこと等から，自殺による解決を考えるほどに深刻な問題を抱えていたとは認められず，自殺の動機があったとは認められないとし，旋回場の縁を見誤り落下したと認められるとして偶然性を認め，故意・重過失免責を否定した（一審判決取消，請求認容）。

③ 名古屋地判平成 26 年 11 月 13 日ウエストロー・ジャパン文献番号 2014WLJPCA11136001

【事案】 自動車運転中，堤防法面に衝突して死亡したことにより，事業用自動車総合保険契約のうち人身傷害保険，搭乗者傷害保険に基づいて保険金を請求した。

【立証責任】 ①保険金請求権の成立要件，③保険法 80 条は任意規定とし，④ 1 3 年最判を参照して，保険金請求者に立証責任があるとした。

【事実認定】 (A)シートベルトをせず運転中，T字路突き当りの堤防法面に，通常に走行してきた場合にあり得る程度の速度で，回避措置を講じることなく正面衝突したこと，(B)事

故 3 か月前に廃業し、連帯保証人に迷惑をかけられないという思いがあった可能性は否定できず、金融機関に当月分は弁済しているがその先の支払の目途があったとは考えにくいこと、(D)保険料払込期日を 2 日徒過しているが、直ちに失効するとは考えにくく、契約が有効であると認識していたと考えられるから保険金取得により債務額圧縮を考えたとしても不自然ではないこと等から、意図的に惹起させたものである疑念を払拭しきれないとして偶然性を否定した（請求棄却）。

④ 東京地判平成 28 年 5 月 12 日ウエストロー・ジャパン文献番号 2016WLJPCA05128003⁴⁵

【事案】自動車運転中、車両ごと展望台から転落して死亡したことにより、個人総合自動車保険契約のうち人身傷害条項及び搭乗者傷害特約に基づいて保険金を請求した（他に、車両保険金を請求）。

【立証責任】 ①「急激かつ偶然な外来の事故」が保険金支払の要件であるから、保険金請求者に立証責任があるとした。

【事実認定】 (A)現場にはタイヤ痕や擦過痕が一切残されておらず、転落時のハンドル操作や走行経路、速度と言った具体的な態様を一義的に認定することは困難であり（駐停車や発進、方向転換の際のアクセルとブレーキの踏み間違いやハンドル操作ミスの可能性も十分に考えられる）、(B1)約 3000 万円の負債を抱えており経済状況は全く楽観視できるものではなかったものの、支払を遅滞していた訳ではなく、家族のものも併せれば 1200 万円を超える預貯金がある等、生命と引き換えに保険金を取得しなければならないほどひっ迫した経済状態に置かれていたとまでは言い難い、(B2)心臓カテーテ

⁴⁵ 控訴審である東京高判平成 28 年 12 月 21 日ウエストロー・ジャパン文献番号 2016WLJPCA12216002 は、第一審を少し補正するほか支持引用している。

ル手術を受けた後の経過は安定しており健康上の不安を抱えていたとは認められない(うつ病の疑いとYの主張は排斥)こと、(C)被保険者は、午前9時半頃に「ドライブに出かけてくる」と言って出かけ、自動車とフェリーで片道約2時間半かかる場所に移動しているが、事故現場付近に観光名所が存在することから、ドライブ好きな被保険者が訪れることが不自然とまでは言い難く、自殺の兆候はなく、むしろ事故の日以後の通院や同窓会等の予定を入れるなど自殺を前提としない行動をとっていることから、偶然性を認定した(車両保険金請求の故意免責も否定し、請求認容)。

⑤ 名古屋地判平成28年9月26日判時2332号44頁⁴⁶

【事案】 自動車運転中、山道の崖下のダム湖に車両ごと転落して死亡したことにより、普通傷害保険契約に基づいて保険金を請求した。

【立証責任】 ①保険金請求権の成立要件、②不正請求防止・保険制度の健全性維持、③保険法80条1号は確認的な規定と解さざるを得ないが任意規定であるからこれに反しないこと、④保険法制定前後で改定ないことから、保険金請求者に主張立証責任があるとした。

【事実認定】 (A)事故現場は右カーブで左側が崖であるところ、現場の状況等から、右にハンドルを転把した後左にハンドルを転把し(カーブを曲がりきれずにまっすぐに走行した等のXの主張を排斥)、60~70km/hで進行し、タイヤ痕や制動痕が無いことから回避措置をとった様子はいかたがわれないし、何らかの物体が飛び出してきて急ハンドルを切ったとい

⁴⁶ 判タ1436号162頁、自保ジャーナル1988号163頁。評釈として山下典孝「判批」金融・商事判例増刊1536号104頁以下、土岐・前掲注28)107頁、拙稿「判批」保険と共済60巻3号22頁以下がある。

う様子も窺われなしとし、現場以外に転落するにあたっての障害物が少なく、加速を得られるような場所がないことを踏まえ、(B1)被保険者の営む会社の経営状況（急を要する事態とはいえないものの、直近の利益状況が必ずしも芳しくなかった）、(B2)被保険者の精神状態（心療内科等を断続的に受診し精神的な疲労等を訴えていたが、希死念慮を述べた形跡はない）、(C1)遺書はなく、事故の日以後の予定も組まれていたこと等から、被保険者が自殺する意図を有していたとまではいえないが、およそ自殺を考えるような状況になかったともいえないとし、(C2)近隣の温泉に向かう渡し船の時間がすでに終わっていたこと等から、本件事故当時、本件道路を走行していた合理的な理由が考え難く、現場付近を偶然、走行していたというのも不自然の感を否定できないとして、偶然性を否定した（請求棄却）。

⑥ 福岡高判平成 29 年 6 月 28 日自保ジャーナル 2006 号 140 頁⁴⁷

【事案】 自動車運転中、路外の岩に衝突して夫婦である運転者 X1 と同乗者 X2 がともに頸椎捻挫・脳震盪の傷害を負い、通院して、治療費、通院交通費、休業損害、精神的傷害が発生したことにより、自動車保険契約のうち人身傷害保険、傷害一時金給付保険、傷害一時金の頸部捻挫等追加給付特約に基づいて保険金を請求した（他に、X1X2 の子であり自動車所有者である X3 が車両保険金を請求）。

【立証責任】 ①人身傷害保険金の発生要件、③保険法 80 条は任意規定とし、請求者に主張立証責任があるとした。

【事実認定】 (A)車両の損傷の程度（小ささ）から、15.3km/h を大幅に下回る速度で衝突したと認められること、及び現場

⁴⁷ 第一審は福岡地直方支判平成 28 年 12 月 20 日自保ジャーナル 2006 号 140 頁〈参考収録〉（請求棄却）。

の痕跡の位置よりノーズダイブ（自動車に急ブレーキをかけた場合に慣性によって荷重が前方に作用し自動車の前部が沈み込む現象）が発生していなかったと認められることから、ブレーキが効かない状態で岩に衝突したと認められること（Xらの40km/hで走行し急ブレーキを踏んだ直後に岩に衝突したとの主張供述は矛盾する）、(B)生活保護を受給し保険料を滞納するなど経済的に困窮し、下記により受領した保険金は生活保護の担当部署に申告することなく自ら費消しており、(D)約2年2か月の間の、いずれも保険料を滞納している時期に、合計5回もの交通事故が発生していて不自然であり、事故の半年前にも現場近所で電柱に衝突する類似の事故を起こし保険金を受領していることからすると保険金請求の動機等があったと推認されることから故意を認定し、偶然性を否定した（車両保険金請求につき故意免責規定も適用して、請求棄却）。

⑦ 高松高判平成16年6月25日生保判例集16巻431頁⁴⁸

【事案】 自動車運転中、車両ごと路外の河川敷に転落し、自動車から投げ出されて下敷きとなり全身打撲により搬入先病院で死亡したことにより、Y1に対し生命保険契約の災害死亡特約、Y2に対し生命保険契約の傷害特約・災害割増特約、Y3に対し交通事故傷害保険、Y4に対し自動車総合保険、Y5に対し普通傷害保険に基づいて保険金を請求した（他に、Y1とY2に対し主契約に基づく死亡保険金等を請求）。

【立証責任】 傷害保険の偶然性（不慮の事故）は請求者、生命保険の主契約の故意免責は保険者（保険法施行前）。

⁴⁸ 第一審は高松地観音寺支判平成15年10月30日生保判例集15巻666頁（請求棄却）。評釈として榊素寛「判批」保険事例研究会レポート199号13頁以下（2005）がある。

【事実認定】 (A1)事実として、50km/h程度の速度でブレーキをかけることなく路外に逸脱して転落したことが認定されている。その上で争点につき、(B)被保険者経営の会社は多額の負債を抱えて事故約4か月前に営業停止に至り、その後親族や知人らの連帯保証債務が現実化するなか、債務返済の見込みは全くなく、(D)かねて加入していた本件各保険契約は維持継続され、会社及び被保険者個人の負債額合計を上回る保険金額が見込まれていたから、保険金取得のために自ら死亡事故を起こす強い動機が存在していた。(C1)被保険者は事故2日前に保険代理店の男性方に電話をかけ、その妻に自分の加入している保険ではどのようにすれば保険金が下りるのかと尋ね、例えば自転車の運転中に崖から落ちたり等の場合に降りる旨の回答を聞いたことも考え併せれば、被保険者が債務返済の資金を得るために自ら死亡事故を惹起したとも考えられるところであり、(C2)事故現場付近はカーブの連続する道路であり、本件事故は被保険者が近隣に住む知人Z(破産経験があり、被保険者が相談をしていた)と偶然すれ違い、事故現場の180m手前で立ち話をした直後に起きたものであるから、被保険者が脇見や居眠りをしたものとは考え難い。

しかしながら、(A2)自動車はガードレールの残存ポールに正面から当たってなぎ倒したうえで河川敷まで落下したが、意識的に道路外に出て自殺を図るのであれば、残存ポールを避けて道路外に出るのが自然であり、(C3)被保険者は考え事をしてぼうっとして赤信号無視をしたり、2度ほど電柱に衝突したことがあり、被保険者自身気遣って自動車に初心者マークをつけて走行していたこと、(C4)Zは事故前日にZ宅で2回と事故直前に被保険者と会ったが変わった様子はなく、事故前日に会った際は明日も来ると述べており、事故直前に

会った際に被保険者の進行方向には Z 勤務先工場があり，Z は勤務先従業員を送り返す途中で，被保険者が Z 勤務先工場に行ってもしばらく帰ってこないと認識しており（Z の勤務先工場に行くか帰るか等の考え事をしていた可能性は十分にある），知り合いと立ち話をした 1,2 分後に自殺を決意して敢行することは自殺者の心理状態を推し量ると得心のいくものとはいえないこと等から不注意から生じた事故である可能性も考えられるとして，自殺によるものと断定することができないが，自殺ではないと断定することもできないとした（故意免責と偶然性をともに否定。控訴一部認容，傷害保険金請求棄却，生命保険金請求認容）。

3. 主張立証責任についての検討

(1) 裁判例の傾向の検討

以上検討した保険法施行後の裁判例では，全て，保険金請求者が偶然性の主張立証責任を負担するものと判断されていた。

理由につき，①保険金請求権の成立要件（支払要件，発生要件）であることは 5 例全部が指摘し，うち 4 例（裁判例④以外）では③保険法 80 条 1 号が任意規定であることが指摘されていたから，形式的論拠は重視されていると解される。他方，②モラルリスク防止・保険制度の健全性との実質的論拠は裁判例①と⑤が言及しているが，裁判例③④⑥においては直接の言及がなかったから，実質的論拠の重要度は，上記の形式的論拠よりも低いようにも解される。ゆえに裁判実務は，請求者負担説の形式的論拠を重視する見解に近い状況のように思われる。

(2) 私見は，上記のような裁判例の傾向に賛成である。形式的論拠について，保険法と約款の故意免責規定の規定ぶりに違いはないが，「傷害」という支払事由は，保険法では「偶然」の事故

との文言（非故意性の限定）がない⁴⁹のに対し、約款では偶然性（非故意性）の限定があり、約款の規定は保険法の規定から修正された特異なものとなっている。約款規定が法律と異なるのは当事者が特有の意味を与えたからだと解されるので、その意味を無視しない約款解釈が当事者の意思に沿うと解され、それゆえ一見これと抵触し、法的効果を認めると特異な約款規定が無意味になるような保険法の任意規定と他の特異でない約款規定の効力は否定・修正する意図があると解される。ゆえに支払事由としての偶然性（非故意性）規定が意味を持つものと考ええる。

さらに実質的論拠について、特に（被保険者死亡の事案ではなく）被保険者が生存している入通院の事案では、保険の対象である自己の身体そのものを負傷した被保険者本人が事故について説明すればよいのであるし（供述の信用性が問題となる）、死亡の事案と異なり、入通院は繰り返すことが可能であるため、モラルリスク防止の必要性は高いように思われる⁵⁰。

このような観点からすると、保険法と約款の構造という形式的

⁴⁹ 佐野・前掲注 16) 7 頁，山下友信ほか編・保険法解説－生命保険・傷害疾病定額保険 444 頁〔潘阿憲〕（有斐閣，2010）。これに対し，損害保険契約の保険事故は「一定の偶然の事故」（保険法 2 条 6 号）とされ，保険法上に「偶然」という文言が「ある」ので，約款に「偶然」との文言が規定されても保険法と同様のため特異には感じられない（最判平 18.6.1 前掲注 11）参照）。最判平 19.4.17 前掲注 11) の「盗難」についても，保険金支払事由として同格の「偶然な事故」が上記のように解されるので，同じ約款上に，保険者に故意の立証責任を負わせる手掛かりがあることから，そのような手掛かりがなく特異な傷害保険の「偶然」の解釈とは事情が異なるように思われる。拙稿・前掲注 46) 24 頁以下も参照。

⁵⁰ 被保険者生存の事案では，被保険者死亡の事案と比べて，(D) 保険契約に関する事情が主張されやすいように思われる。本稿でも被保険者死亡の事案では 6 事案のうち 2 件（裁判例 ③⑦）が言及するのみだが，1 件のみの被保険者生存の事案（裁判例 ⑥）では言及がある。志田原・前掲注 35) 20～21 頁も参照。また東京地判平成 26 年 9 月 29 日前掲注 43)，名古屋地判平成 28 年 3 月 30 日前掲注 43)，札幌地判平成 27 年 1 月 15 日前掲注 43)，大阪地判平成 29 年 9 月 5 日前掲注 43) でも言及がある（但し，大阪地判平成 29 年 3 月 24 日前掲注 43) では言及がない）。

論拠を重視しつつ、実質的論拠に合理性がないわけではないことも加味して、請求者負担説を支持すべきと考える。ただし、支払事由が偶然性（非故意性）の限定を受けることは、保険加入者が明確に認識した上で契約が締結されるように運用されることが望ましいと考える。

4. 立証の程度（事実認定の手法）についての検討

- (1) では、請求者負担説に立つ保険法施行後の裁判例において、偶然性の立証負担を軽減する考え方は受け入れられているのであろうか。またそれは、保険法施行前後で変化があるのであろうか。

私見は、人の自己保存本能に基づく経験則は、社会通念に照らして承認されるべきものと考えるので、事実上の推定説の観点から、(A)の事実（下記イ）と、(B)(C)(D)の事実（下記ウ）に分けて、立証負担の軽減について検討する。

(2) (A)事故の客観的状況

速度が速いこと（裁判例①⑤）、ブレーキをかけたり回避措置を取ったりしていないこと（裁判例③⑤⑥⑦）が認定されている場合には偶然性が否定（故意が認定）され、他方、速度がさほど早くない場合（裁判例②）や、具体的態様を一義的に認定することが困難で操作ミス等の過失による可能性もある場合（裁判例④）には偶然性が肯定（故意が否定）されていた。なお、ブレーキをかけていない場合でも、避けられるはずの障害物を避けていないなど、自殺を意図したというには不自然な走行経路であること（裁判例⑦）は故意を否定（偶然性を肯定）する方向の事情になると思われる。

保険法施行前の裁判例における(A)事故の客観的状況について、志田原・前掲注 36) 16 頁は、自殺が疑われた事案では「自殺以

外の事故原因（居眠り運転，脇見運転，ハンドル操作の過誤など）の可能性を排除している」とし，偶発性が認められた事案では「自殺以外の事故原因（居眠り運転，脇見運転，ハンドル操作の過誤など）の可能性が指摘されている」と分析する。また小原・前掲注 41) 22 頁も「請求者の不慮の事故の立証に関しては『何らかの運転ミス』の可能性，蓋然性で足りるとされる反面，不慮の事故を争い，或いは自殺免責を主張する保険会社には『何らかの運転ミス』も排除しうるだけの立証が要求されている」と分析する。これらの分析に表れる保険法施行前の事実認定の傾向は，保険法施行後の裁判例にも沿うものと解され，保険法施行前後で事実認定・立証の程度についての差異は生じていないと思われる。

このような裁判例の傾向は，事実上の推定説にいう第一段階の主張・証明と，第二段階の主張・証明という整理に沿うものと解される。ゆえに，(A)の事実に関しては裁判例上，請求者の立証負担の軽減が受け入れられていると解され，相当であると考えられる。

(3) (B)(C)(D)の各事実

(B)被保険者等の動機，属性等のうち，i 被保険者の経済状況（全裁判例で言及）は，負債・預貯金の有無や額，仕事・収入の有無・状況が考慮されており，負債の返済の目途が立っていない（裁判例①③），廃業した（裁判例③⑦），経済的に困窮していた（裁判例⑥）場合には偶然性が否定され，債務額との兼ね合いである程度の貯金がある場合（裁判例②④）には偶然性が肯定されていた。ii 被保険者の健康状態（裁判例④⑤が言及）は，手術を受けたが経過が安定していたこと（裁判例②），心療内科等を断続的に受診し精神的疲労等を訴えていたが希死念慮を述べた形跡はないこと（裁判例⑤）を指摘するものがあつた。

(C)被保険者等の事故前後の言動等について，i 事故当時事故現場にいたことに合理性（不自然性）があるかどうか（裁判例

④⑤⑦), ii 事故1～2分前に知人と会ったこと(裁判例⑦), iii 事故2日前に事故態様と符合する内容の会話がされていたこと(裁判例⑦), iv 遺書が無いことや事故日以後の予定があったこと(裁判例①④⑤)などが摘示されていた。

(D)保険契約に関する事情について、裁判例③は払込期日を2日徒過していたことについての評価を述べる。裁判例⑦は、被保険者死亡の事案で、保険契約が維持継続されていて、負債額合計を上回る保険金額が見込まれていたことを指摘するものであり、裁判例⑥は、被保険者生存の事案で、約2年2カ月の間の、いずれも保険料を滞納している時期に、合計5回もの交通事故が発生していること等を指摘するものである。

保険法施行前の裁判例について、志田原・前掲注36)19～20頁は(B)(C)(D)の事実を補完的なものと位置づけ、小原・前掲注41)21頁も、(B)(C)(D)の事実は(A)の事実と比べて必ずしも重視されておらず、「これらは客観的事実に基づいて事故惹起に関して故意性が推認される場合、矛盾しないような場合には、判断を裏付ける事実として評価される一方で、推認結果と相容れない意味を持つと考えられるような事実であっても、むしろ推認結果と矛盾しないか否かという観点から評価が行われている」と分析する。これらの分析に表れる保険法施行前の事実認定の傾向は、保険法施行後の上記の裁判例①～⑥にも、概ね、沿うように思われる。

ただ、(B)被保険者等の動機、属性について、裁判例④は「生命と引き換えに保険金を取得しなければならないほどひっ迫した経済状態に置かれていたとまでは言い難い」(裁判例②も同旨)として偶然性を認定し、裁判例⑤は動機について「およそ自殺を考えるような状況になかったともいえない」と論じて偶然性を否

定している⁵¹から、一般論として、もしそれらの事実が認定されるなら、反対の事実の推定を覆す可能性があることが全く否定される訳ではないと思われる（裁判例⑦において、(A2)の事実が認定されてもなお偶然性が否定されているのは、かなり強い(B)(D)(C1)の動機が存在していたからとも解される）。

また(C)被保険者等の事故前後の言動等について、裁判例⑦における(C4)の事実は「自殺者の心理状態を推し量ると得心のいくものとはいえない」として、請求を全部棄却した第一審の判決を一部取り消して真偽不明を導いているので、事故現場にいたことの強い合理性、あるいは事故と極めて近接した時点（1,2分前）における自殺を強く否定する(C)の事情も、これに類するものと考えられる（但し、偶然性認定には至っていない。なお、反対に裁判例④は、被保険者が事故現場にいたことが「不自然とまでは言い難く」として偶然性を肯定している）。

これを請求者の立証負担という観点からみると、請求者には、(B)「およそ自殺を考えるような状況になかった」ことや、(C)事故と極めて近接した時点の自殺によらないことを強く推認させる事実（裁判例⑦(C4)を超えるほどの推認力を持つもの）の立証が求められているといえ、その負担は重く、(B)(C)の事実について請求者の立証負担は軽減されていないように思われる。

事実上の推定説の観点から分析すると、保険者により(A)「何らかの運転ミス」の可能性をも排除する、第二段階の主張・立証がなされた場合、請求者のこれに対する反駁については立証の負担が軽減されていない、ということになるように思われる。

保険者が第二段階の主張・証明により、偶然性の推定に対してまともな疑念を抱かせ、むしろ故意によることを推定させること

⁵¹ 札幌地判平成26年12月26日前掲注43も、「衝動的に自殺したものである可能性がないということはできない」と論じて偶然性を否定している。

に成功したのであれば、保険金請求者の反駁が、第一段階の主張・証明と比べて厳しいものになるのはやむを得ないと思われる。しかし、(B)「およそ自殺を考えるような状況になかった」事実を立証するのは、まさに「無の証明」となり、極めて難しいように思われる。どんな事実が認定されれば第二段階の主張・証明に対する反駁となるのか、あるいは特定の (A) の事実が認定された場合には、それのみをもって、(B)(C)(D) の事情がどのようなであろうとも故意が認定される場合があるのか、などについては、さらに検討を要するものと考ええる。

以上